

## 2014年2月通常会議 意見書案に対する討論

2014年3月14日

石黒 賀津子

私は日本共産党天津市議員団を代表いたしまして、

[意見書案第4号](#) 要支援者への介護サービスの保険給付継続を求める意見書、

[意見書案第6号](#) 特別支援学校の新設を求める意見書

以上、意見書案2件について賛成討論を行います。

まず、意見書案第4号 要支援者への介護サービスの保険給付継続を求める意見書についてです。

要支援1、2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を国の基準とする介護保険サービスの対象から切り離し、市町村ごとの事業に移すことは、どこでも平等に介護サービスを受けられる国民の権利を覆すものです。訪問、通所介護が市町村の事業になれば、自治体の財政状況などに左右され、今と同じサービスを受けられない地域が出るなど格差が広がることとなります。

国の狙いは、軽度者の利用を削減、抑制して、公的介護保険に係るお金を抑え込むことです。さらに、政府は市町村に委ねようとしている軽度者向けの在宅サービスについて、要介護認定を省いて市町村のサービスを利用しよう申請者を誘導し、今までのサービス水準よりさらに引き下げようとしています。十分な支援を受けられない軽度者の重度化が進むことは明らかです。

市町村などの窓口で認定を受けるかどうかの振り分けを行う仕組みの導入や、認定を省く場合のサービス利用限度額についてなど、重大な問題を国民に伏せたまま制度改定を進めることは許されません。

この介護保険の改悪は、自助、自立の名で自己責任を迫る社会保障改悪の危険な姿を浮き彫りにしています。高齢者や家族からサービスを切られたら生活が成り立たない、認知症の患者と家族の願いに反すると怒りが噴出し、地方自治体からも異論が相次いでいます。中央社会保障推進協議会が2013年11月から12月にかけて行った全国市町村介護保険見直しに関する緊急調査によると、要支援者の地域支援事業への移行について、自治体の約30%が「不可能」、「判断不可」が約40%を占め、「可能」としたのは16%という結果でした。「不可能」と答えた方の声としては、財政的、人力的な理由から難しい、NPO、ボランティア等受け皿が確保できない、地域によって差ができるなどでした。また「可能」と答えた方からも、介護サービス事業所とボランティア等との協力の仕方がわからない、国からの財政的支援があれば可能との声が上がっています。

天津市でもこの2月の通常会議に、市内321の法人のうち59の法人もの賛同署名が添えられた請願が出されました。国はこうした切実な声を受け止め、国の責任において要介護状態に対して必要な保険給付を行い、今までと同じサービスが受けられるようにすべきであり、この意見書に賛成するものです。

次に、意見書案第6号 特別支援学校の新設を求める意見書についてです。

特別支援学校の大規模化について、滋賀県はこの間、緊急的な対応が必要という理由で、現有施設の有効活用や改築、他の既存の施設の活用といった方針で、まずは特別教室の普通教室への転用、増築、そして敷地内の増築が困難となってきたところは、現有高校施設を特別支援学校の分教室として設置するなどの方法で対応してきました。しかし、現在も毎年児童・生徒数は増加し続けており、これももう限界となってきています。

保護者や教職員から、子どもたちが人として当たり前保障される学校教育、障害に応じた専門

性を備えた教育を受けるためには、今までの小手先だけの対応で問題は解消されない、ゆとりある教育環境のために増築などではなく、特別支援学校の新設をと署名にも取り組まれ、国と滋賀県に提出されました。

また、国もこのような特別支援学校の大規模化、狭隘化に対して、2006年、2009年と都道府県教育委員会宛てに通知を送り、改善を求めています。2009年には特別支援学校施設整備指針を改定し、特別支援学校の施設整備にあたり、多様な学習内容、形態による活動を可能とする施設として計画することが重要であると指摘をしています。しかし、この指針には数値的な裏づけがないので、現状を改善する有効な力となっていません。

大規模化の解消がされず、特別支援学校の教育環境の整備が追いつかない背景の大きな原因は、意見書でも述べているように、学校の適正規模についての全国的な基準がない、教育条件についての基準を示す特別支援学校の設置基準がないことが大きな原因です。国に対して速やかに特別支援学校設置基準の制定を求めるとともに、滋賀県に対し、児童・生徒の置かれている今の劣悪な事態を解消するため、早急に特別支援学校の新設を求めることが必要であると考えられるものであり、よってこの意見書に賛成をするものです。